

報告第十六号

専決処分した事件の報告について

令和五年九月二十一日に提起された引込負担金請求事件について、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定に基づき、別紙のとおり和解の専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

令和六年十一月二十二日

江戸川区長 斉

藤

猛

別紙

一 和解概要

(一) 被告は、原告に対し、本件和解金として三百五十万円の支払義務があることを認め、これを支払う。

(二) 原告は、その余の請求を放棄する。

(三) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(四) 訴訟費用は、各自の負担とする。

二 事件内容

(一) 提起年月日 令和五年九月二十一日

(二) 当事者 原告 江戸川区内事業者

被告 江戸川区

(三) 提起理由・請求内容 区立小学校改築に伴う機械設備工事（以下「本件工事」という。）を受注した原告が、設計図書上は本件工事の請負代金に含まれていない、中圧ガス引込工事を行ったとして、商法（明治三十二年法律第四十八号）第五百十二条の規定による報酬請求権等に基づき、江戸川区に対して、原告が負担した当該工事に係る負担金相当額三千五百七十二万五千円の支払を求めたもの

三 区指定代理人 江戸川区 梅原貴之、近藤淳、石塚修、志村一彦、土屋博祥、岩永愛、木村美和子、佐伯誠

四 訴訟経過 令和五年十二月十五日（令和六年十月十日）口頭弁論一回 弁論準備（和解期日）七回

令和六年十月十日

和解成立

五 専決処分日 令和六年十月一日